

通所介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
1. 基本報酬	基本報酬は、サービス提供時間区分ごとに算定していること。			
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2. 感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合（規模区分変更の特例）	より小さい規模区分がある大規模型について、事業所規模別の報酬区分の決定にあたり、前年度の平均延べ利用者数ではなく、延べ利用者数の減が生じた月の実績を基礎とすることができることとする。 ※利用者減の翌月に届出、翌々月から適用。利用者数の実績が前年度平均等に戻った場合はその翌月に届出、翌々月まで。			
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2. 定員超過利用による減算	所定単位数の100分の70を算定			
	月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超えていないこと。			
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3. 人員基準欠如による減算	所定単位数の100分の70を算定			
	指定基準に定める員数の看護職員または介護職員を置いていること。 (自己点検表の「Ⅱ 人員に関する基準」参照。)			
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4. 2時間以上3時間未満の通所介護	3時間以上5時間未満の所定単位数の100分の70を算定			
	心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対し、所要時間2時間以上3時間未満のサービス提供を行っている。			
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5. 感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合（基本報酬の100分の3の加算）	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。			
	※利用者減の翌月に届出、翌々月から適用。利用者数の実績が前年度平均等に戻った場合はその翌月に届出、翌々月まで。 利用者減に対応するための経営改善に時間を要するその他の特別の事情があると認められる場合は一回の延長を認める。 (※)「同一規模区分内で減少した場合の加算」「規模区分の変更の特例」の両方に該当する場合は、後者を適用。			
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

通所介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
6. 8～9時間未満の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算				
8時間以上9時間未満のサービス提供の前後に連続して延長サービスを実施していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9時間以上10時間未満: 50単位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10時間以上11時間未満: 100単位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11時間以上12時間未満: 150単位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12時間以上13時間未満: 200単位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13時間以上14時間未満: 250単位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7. 共生型通所介護を行う場合の減算				
①指定生活介護事業所が行う場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所定単位数の100分の93を算定
②指定自立訓練事業所が行う場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所定単位数の100分の95を算定
③指定児童発達支援事業所が行う場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所定単位数の100分の90を算定
④指定放課後等デイサービス事業所が行う場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所定単位数の100分の90を算定
8. 生活相談員配置等加算				
		1日につき13単位を所定単位数に加算		
共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等においてのみ算定することができるものであること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(1)生活相談員を1名以上配置していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)地域に貢献する活動を行っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)共生型通所介護を行う場合の減算を算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

通所介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
9. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	1日につき所定単位数の100分の5を加算			
(1)事業所の通所介護従業者が、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて指定通所介護を行っていること。				
【厚生労働大臣の定める地域 平21告83・二】 ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ②半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免) ③離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)通常の実施地域に、上記の厚生労働大臣の定める地域が含まれていないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)通常の事業実施地域を超えた時に生ずる交通費を受領していないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
※高速代や有料駐車場に止めた時の駐車代も別途請求はできない。				
10. 入浴介助加算(Ⅰ)	1日につき40単位を加算			
(1)入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)通所介護計画上に位置付けがあること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)入浴介助が実施されていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4)計画に入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により入浴を実施しなかった場合は、加算の算定はできないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10-2. 入浴介助加算(Ⅱ)	1日につき55単位を加算			
(1)入浴加算(Ⅰ)(1)～(3)に該当すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

通所介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
(4) 上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11. 中重度者ケア体制加算	1日につき45単位を加算			
(1) 基準に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3・4・5である者の占める割合が100分の30以上であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) サービス提供を行う時間帯を通じて、専らサービス提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
※当該看護職員はサービス提供時間を通じて配置し、他の職務との兼務は認められない。				
12. 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき100単位を加算(※3月に1回を限度)			
(1) 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士等や医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。 ※計画に記載すべき事項(利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等) ※個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4) 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者等に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し、必要に応じて見直しを行っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(5) 個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれかの加算のみ算定可。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(7) 個別機能訓練加算を算定している場合は、生活機能向上連携加算(Ⅰ)は算定しない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

通所介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
12-2. 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき200単位を加算		
<p>(1) 訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院・診療所・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院のこと。病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士又は医師が、通所介護事業所を訪問し、通所介護事業所の機能訓練指導員等と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すること。その際、理学療法士等は機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。</p> <p>※計画に記載すべき事項(利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等) ※個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができる。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>※機能訓練指導員等 ⇒ 機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員・その他の職種の者</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(3) 3月ごとに1回以上理学療法士等が事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直しを行うこと。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(4) 各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(5) 機能訓練に関する記録(実施時間・訓練内容・担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(6) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれかの加算のみ算定可。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(7) 個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位を加算する。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

通所介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求実績無	
	満たす	満たさない		
13. 個別機能訓練加算 I (イ)	1日につき56単位を加算 ※イとロは併算定不可			
(1)専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を一名以上配置していること。 ※理学療法士等⇒理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4)機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。 ※利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(5)定員・人員基準に適合していること。 (定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13-2. 個別機能訓練加算 I (ロ)	1日につき85単位を加算 ※イとロは併算定不可			
(1)個別機能訓練加算 I (イ)の(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)個別機能訓練加算 I (イ)の(1)の規定により配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて一名以上配置していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13-3. 個別機能訓練加算 II	1月につき20単位を加算※加算 I に上乗せして算定			
(1)個別機能訓練加算 I (イ)の(1)から(5)まで又は個別機能訓練加算 I (ロ)の(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

通所介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
点検事項	満たす	満たさない	
<p>(2)利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>※厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14. ADL維持等加算			
<p>(1)評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数に加算する。</p> <p>※評価対象期間⇒ADL維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの期間</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(2)ADL維持等加算加算(I)(II)のいずれかの加算のみ算定可。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14-2. ADL維持等加算(I)		1月につき30単位を加算	
<p>(1)評価対象者の利用期間が6月を超える者の総数が10人以上であること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(2)評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月)においてADLを評価し、その評価に基づく値(以下「ADL値」という。)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(3)評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(以下「ADL利得」という。)の平均値が1以上であること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14-3. ADL維持等加算(II)		1月につき60単位を加算	
<p>(1)ADL維持等加算(I)の(1)及び(2)の基準に適合するものであること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(2)評価対象者のADL利得の平均値が2以上であること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14-4. ADL維持等加算(III) 令和5年3月31日まで算定可能		1月につき3単位を加算	
<p>令和3年3月31日において現に、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算に係る届け出を行っている事業所であって、ADL維持等加算(I)及び(II)に係る届け出を行っていないものは、令和5年3月31日までの間はADL維持等加算(III)を算定することができる。この場合の算定要件等は、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算(I)の要件によるものとする。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

通所介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
<p>(1) 評価対象期間に連続して6月以上利用した期間のある利用者の総数が20人以上であること。</p> <p>※利用者・・・評価対象利用期間において、5時間以上の通所介護費の算定回数が、5時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者に限る。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(2) (1)の利用者の総数について、以下の要件を満たすこと。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>a 評価対象利用期間の最初の月(以下、評価対象利用開始月)において要介護度が3、4または5である利用者が15%以上含まれること。</p> <p>※評価対象利用開始月・・・複数ある場合には、そのうちで最初の月が最も早い月をいう。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>b 評価対象利用開始月の時点で、初回の要介護・要支援認定があった月から起算して12月以内であった者が15%以下であること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>c 評価対象利用開始月と、当該最初の月から起算して6月目に、事業所の機能訓練指導員がADLを評価し、その評価に基づくADL値を測定しており、その結果がそれぞれの月ごとに厚生労働省に提出されている者が90%以上であること。</p> <p>※ADLの評価・・・Barthel Indexを用いる。 ※Barthel Index・・・食事、車椅子からベッドへの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロール の計10項目を5点刻みで点数化し、その合計点を100点満点として評価するもの。 ※厚生労働省への提出・・・サービス本体報酬の介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載することで行う。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>d cの要件を満たす者のうちADL利得が上位85%(端数切り上げ)の利用者について、各々のADL利得が0より大きければ1、0より小さければ-1、0ならば0として合計したものが、0以上であること。</p> <p>※ADL利得・・・最初の月のBarthel Indexを「事前BI」、6月目のBarthel Indexを「事後BI」とし、事後BIから事前BIを控除して得た値をいう。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15. 認知症加算			
1日につき60単位を加算			
<p>(1) 基準に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(2) 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の占める割合が100分の20以上であること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

通所介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
点検事項	満たす	満たさない	
(3) サービス提供を行う時間帯を通じて、専らサービスの提供に当たる次の①～③の研修修了者を1名以上配置していること。 ① 認知症介護指導者養成研修 ② 認知症介護実践リーダー研修 ③ 認知症介護実践者研修(旧痴呆介護実務者研修の基礎課程及び専門課程含む。) ※認知症加算算定対象者が利用している日に、上記研修の修了者を配置していない場合は、当該加算は算定できない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16. 若年性認知症利用者受入加算	1日につき60単位を加算		
(1) 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 担当者を中心に、若年性認知症利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 認知症加算を算定していないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17. 栄養アセスメント加算	1月につき50単位を加算		
(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)及び栄養改善加算との併算定は不可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 定員・人員基準に適合していること。 (定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

通所介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
18. 栄養改善加算	1回につき200単位を加算 ※原則3月以内、月2回を限度			
(1) 低栄養状態又はそのおそれがある利用者に対して、その改善等を目的として、個別的に栄養改善サービスの提供を行っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 3月以内の期間に限り1月に2回を限度として算定していること。ただし、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) 当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション)との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員・介護職員・生活相談員その他の職種の者(以下、管理栄養士等)が共同して、利用者ごとの摂食、嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(5) (4)で作成した計画について、利用者又はその家族に説明し同意を得ていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6) 栄養ケア計画に基づき必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスの提供を行い、栄養状態を定期的に記録していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(7) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
※おおむね3か月ごとに体重を測定する等により、栄養状態の評価を行う。				
(8) (7)の結果を担当介護支援専門員や利用者の主治の医師に対して情報提供していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(9) 定員・人員基準に適合していること。 (定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
19. 口腔・栄養スクリーニング加算				
当該事業所以外で、既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定できない。				
19-2. 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	1回につき20単位を加算 6月に1回を限度			
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(1) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

通所介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
(2) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
① 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) を算定していないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算を算定していないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19-3. 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	1回につき5単位を加算 6月に1回を限度		
次に掲げる(1)1~4又は(2)1~4のいずれかに適合すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1)-1 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあつては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1)-2 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1)-3 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1)-4 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスをが終了した日の属する月でないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)-1 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)-2 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

通所介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
(2)－3 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)－4 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)を算定していないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20. 口腔機能向上加算(Ⅰ)	1回につき150単位を加算(3月以内の期間に限り1月に2回を限度)※(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可		
(1)口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として、個別的に口腔機能向上サービスの提供を行っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)3月以内の期間に限り1月に2回を限度として算定していること。ただし、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員・介護職員・生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5)(4)で作成した計画について、利用者又はその家族に説明し同意を得ていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6)口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が口腔機能向上サービスを行い、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7)利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8)(7)の結果を担当介護支援専門員や利用者の主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9)定員・人員基準に適合していること。 (定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20－2. 口腔機能向上加算(Ⅱ)	1回につき160単位を加算(3月以内の期間に限り1月に2回を限度)※(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可		
(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)の(1)～(9)に該当すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

通所介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求実績無	
	満たす	満たさない		
(2) 口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
21. 科学的介護推進体制加算	1月につき40単位			
(1) 利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
22. 同一建物減算	1日につき94単位を所定単位数から減算			
事業所と同一建物に居住する利用者にサービス提供を行っていること。(傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要な場合は減算の対象とはならない。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
※「同一建物」とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物のこと。 渡り廊下等で繋がっている場合は同一建物であるが、同一敷地内にある別棟や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
23. 送迎を行わない場合の減算	片道につき47単位を所定単位数から減算			
(1) 事業者が送迎を実施していない。(利用者が自ら通っている又は家族等が送迎を行っている)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 同一建物減算の対象ではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
24. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)～(Ⅲ)共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
定員・人員基準に適合していること。 (定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
※勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。 ※勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
24-2. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき22単位を加算			
以下のいずれかに該当すること。 ① 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 ② 介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

通所介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
24-3. サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1回につき18単位を加算				
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
24-4. サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 1回につき6単位を加算				
(1) 次のいずれかに適合すること。 ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 ②利用者に直接サービス提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
25. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)共通				
(1) 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置がされていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善計画書
(2) 改善計画書の作成、周知、届出がされていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善計画書
(3) 賃金の改善を実施していること。 (介護従業者1人当たり月額: _____円)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	賃金改善確認書
(4) 処遇改善に関する実績の報告がされていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実績報告書
(5) 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑を受けた事例はないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6) 労働保険料を適正に納付していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
25-2. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1人1月あたりの介護報酬総単位数×1000分の59を加算				
(1) 次の①～⑦の全てに適合していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
① 任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	辞令、雇用通知等
② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

通所介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
③ ①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就業規則等の明確な根拠規定
④ 介護職員の職務内容を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次の具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (1)計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。 (2)資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、受講料等の費用の援助等)を実施すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	研修計画書等
⑤ ④の内容について、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑥ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する次の仕組みを設けていること。 (1)経験に応じて昇給する仕組み(勤続年数や経験年数に応じて昇給する仕組み) (2)資格等に応じて昇給する仕組み(資格取得に応じて昇給する仕組み) (3)一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み(実技経験や人事評価などの結果に基づき昇給する仕組み)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	評価基準や昇給条件が明文化されたもの
⑦ 職場環境等要件を満たすこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
25-3. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1人1月あたりの介護報酬総単位数×1000分の43を加算		
(1) 次の①～⑥の全てに適合していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
① 任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	辞令、雇用通知等
② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③ ①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就業規則等の明確な根拠規定

通所介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
<p>④介護職員の職務内容を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次の具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(1)計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。</p> <p>(2)資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、受講料等の費用の援助等)を実施すること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	研修計画書等
⑤ ④の内容について、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑥ 職場環境等要件を満たすこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
25-4. 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1人1月あたりの介護報酬総単位数×1000分の23を加算			
(1)次の①～③又は④～⑤に適合し、かつ、⑥に適合していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
① 任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	辞令、雇用通知等
② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③ ①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就業規則等の明確な根拠規定
<p>④介護職員の職務内容を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次の具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(1)計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。</p> <p>(2)資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、受講料等の費用の援助等)を実施すること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	研修計画書等
⑤ ④の内容について、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑥ 職場環境等要件を満たすこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

通所介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
26. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・(Ⅱ)共通				
(1) 次のa～dに掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護職員等特定処遇改善計画書
a 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。(ただし、当該加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない。) ※経験・技能のある介護職員…介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
b 経験・技能のある介護職員の賃金改善に関する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
c 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。(ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りではない。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
d 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 改善計画書の作成、周知、届出があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護職員等特定処遇改善計画書
(3) 賃金改善の実施がされていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4) 処遇改善に関する実績の報告をしていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実績報告書
(5) 介護職員処遇改善加算の(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6) 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(7) (6)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
26-2. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1人1月あたりの介護報酬総単位数×1000分の12を加算			
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
26-3. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1人1月あたりの介護報酬総単位数×1000分の10を加算			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・(Ⅱ)共通事項全てに適合していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

通所介護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
点検事項	満たす	満たさ ない		
27. 介護職員等ベースアップ等支援加算				
(1)賃金改善に関する介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、計画に基づく措置、周知、届出があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
(2)賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回り、その見込額の三分の二以上を基本給または決まって毎月支払われる手当に充てること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	